

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和7年3月25日

2. 回答を行った年月日

令和7年4月16日

3. 新事業活動に係る事業の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項第4号に規定する営業（以下「4号営業」という。）又は同条第1項第5号に規定する営業（以下「5号営業」という。）の店舗休店日に同店舗を使用してオンラインゲーム大会を開催し、大会参加者のうち、成績上位者に対し賞金を提供するもの。

大会運営の概要は、以下のとおりである。

- ① オンラインゲーム事業者が、大会主催者に対してゲームシステムを有償貸与する。
- ② 大会参加費用は無償とする。
- ③ 大会の参加資格は、満18歳以上であること。大会オンラインゲームの登録者で抽選による選抜又はゲームの技量・経験、知名度等を総合的に考慮又は過去の大会結果により決定する方法とし、参加者の選定は、大会会場として使用する4号営業又は5号営業の利用客とは区別する。
- ④ 無観客で実施する。（オンライン上の観戦客は可能とする。）
- ⑤ 大会主催者は、4号営業及び5号営業に該当する営業を行うものでないことを条件とする。
- ⑥ 賞金の原資は、大会スポンサーが提供する。
- ⑦ 大会会場として使用される4号営業店又は5号営業店の遊技設備は使用しない。
- ⑧ 大会主催者が用意した汎用性のあるPCを用いて実施する。
- ⑨ 大会主催者、大会スポンサー、オンラインゲーム提供事業者は、それぞれ別法人であり、相互に資本関係及び役員構成を異にし、かつ利害関係を有さないことを条件とする。

なお、大会会場として使用される4号営業者又は5号営業者は、大会主催者が支払う大会運営費用等の大会運営に関する売上と通常営業の売上が明確に区分されるよう帳簿を分けるなどの措置をとる。

4. 確認の求めの内容

本件オンラインゲーム大会の運営が4号営業又は5号営業に該当せず、同大会による賞金の提供が風営適正化法第23条第1項1号及び同条第2項による規制の対象とならないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件オンラインゲーム大会については、照会書のとおり運営されることを前提とすれば、4号営業及び5号営業に該当しないと解して差し支えない。また、同大会による賞品の提供については、照会書のとおり運営されていることを前提とすれば、風営適正化法第23条第1項1号及び同条第2項による規制を受けないと解して差し支えない。ただし、照会書において触れられていない事由によって大会の営利性が生じる場合や、4号営業又は5号営業の許可を受けた店舗の営業と大会との区分が失われる場合にはこの限りではない。

(注)

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。